

法テラス白書（令和4年度版）の発刊に寄せて

■日本司法支援センター（法テラス）は、国民の司法へのアクセスを抜本的に拡充することを目指して、総合法律支援法に基づき平成18年4月10日に設立されました。業務開始以来、現在まで、情報提供・民事法律扶助・国選弁護等関連・犯罪被害者支援・司法過疎対策などの業務とともに、関係機関・団体から委託を受けた各種業務を実施し、また、東日本大震災の被災者に対する援助のための特例法に基づき「震災法律援助業務」を実施して、令和3年3月31日に特例法の終了期限を迎えるまで、様々な活動を展開してきました。

近年、少子高齢化の著しい進行と地域社会や家族関係の変化、格差や生活困窮と孤独・孤立問題の広がり、頻発する自然災害と感染症の急拡大、国際化・情報化の進展など社会経済情勢は大きく変動し、困難を抱える方々への法的サービスの提供と権利擁護の活動が各方面から期待され、そのニーズは多様化しています。

法テラスは、こうした社会の要請に応えるため、大規模災害の被災者に対する「被災者法律相談援助」、認知機能が十分でない高齢者・障がい者等に対する「特定援助対象者法律相談援助」、DV・ストーカー・児童虐待の被害者に対する「DV等被害者法律相談援助」の業務を実施し、国選弁護では被疑者国選弁護対象事件の全勾留事件への拡大や、国選付添人対象事件の拡大に対応するなど、その業務は幅広いものとなっています。

また、各業務の実施に当たっては、自治体・福祉等の関係機関との連携協力を深め、困難を抱える方々が直面する複合的な問題に対し総合的な解決を図るべく、司法ソーシャルワークの取組も進めてきました。

法テラスは、本年で設立18年目を迎えましたが、今日に至るまで、多くの皆様に法テラスを御利用いただき、また、業務の遂行に当たり多くの御支援御協力をいただきました。改めて深く感謝申し上げます。

■さて、このたび令和4年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日）の業務の概況をまとめた「法テラス白書（令和4年度版）」を発刊いたしましたので、お届けいたします。

令和4年度も、引き続き新型コロナウイルス感染症がまん延し、その影響が少なからず残りましたが、電話等相談の活用や多様な媒体による積極的な広報等により、コールセンター・地方事務所の情報提供件数は近年では最高の水準で推移し、民事法律扶助の利用件数も増加に向かいました。

また、犯罪被害者支援ダイヤルはフリーダイヤル化したこともあり利用件数は前年より約30%の増加となり、外国人のニーズに対応する多言語情報提供や国際室の情報提供の件数も引き続き増加を続けています。

さらに、令和4年度は、靈感商法や高額献金等による深刻な被害が大きな社会問題となり、政府は関係省庁連絡会議を設置して合同電話相談窓口を開設してきたところ、法テラスは、同年11月からこの窓口を引き継ぎ、「靈感商法等対応ダイヤル」を新たに開設して関係機関や弁護士等との連携を図りつつ対応に当たることとなりました。また、ひとり親家庭・子ども支援が大きな社会課題となる中で、養育費の確保支援のため民事法律扶助の運用の見直しを進めるほか、ひとり親家庭と子ども支援のための関係機関・団体と連携した多彩な活動が各地で広がっています。

今回の白書では、令和4年度の法テラスの業務の状況を概観するとともに、ひとり親家庭・子ども支援の様々な取組と「靈感商法等対応ダイヤル」等の取組を特集として取り上げました。

令和4年度版法テラス白書の発刊に当たり、皆様におかれましては、法テラスの活動に対する一層の御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和5年10月吉日

日本司法支援センター

理事長 丸島俊介